

レジオネラ属菌対策は万全ですか？

公衆浴場関係細則及び旅館業法関係規則の一部を改正しました！

本市公衆浴場法関係細則及び旅館業法関係規則の一部を令和2年5月に改正しましたので、施設の衛生管理について御確認ください。

- (1) 浴槽水の消毒方法について、**遊離残留塩素濃度の基準の変更。**
(新) おおむね 0.4mg/L (旧) 0.2mg/L~0.4mg/L
- (2) 浴槽水の消毒方法として、従来の塩素消毒に加え、モノクロラミンによる消毒(濃度：おおむね 3mg/L)を新たに追加。
- (3) **有機物の指標を**、従来の過マンガン酸カリウムの消費量から、**より精度の高い全有機炭素(TOC)の量に変更。**ただし、全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウムの消費量を測定すること。

レジオネラ症とは？

レジオネラ症は、**レジオネラ属菌の感染によって起こる感染症**で、肺炎を中心とするレジオネラ肺炎と、肺炎にならない自然治癒型のポンティアック熱の2つの病型があります。

特に問題となるのが、**レジオネラ肺炎**(海外ではレジオネラ病)で、**腎不全や多臓器不全を起こして、死亡する場合もあります。**

レジオネラ属菌は、土壌、河川などの自然環境に生息していますが、菌の数は少ないと考えられています。一方、**循環式浴槽水**など水温が20℃以上で、水が停滞又は循環する人工環境水では、**レジオネラ属菌は繁殖しやすく、高い確率で生息しています。**

平成29年3月 広島県の入浴施設で
レジオネラ属菌による集団感染が発生し、
40名以上が感染、1名が亡くなりました。

循環式浴槽を備えている事業者の皆様へ

- **集毛器(ヘア・キャッチャー)は毎日清掃**しましょう！
- **浴槽水は1週間に1回以上は完全に排出し、排出の都度、清掃及び消毒**を行きましょう！
(循環式浴槽を設けていない場合、浴槽水は、1日に1回以上完全に排出し、清掃及び消毒を行きましょう！)
- **ろ過器は1週間に1回以上は逆洗浄等適切な方法で洗浄し、消毒**を行きましょう！
- **配管は1年に1回程度は薬品による洗浄等を行い、生物膜を除去**しましょう！
- 使用中の**浴槽水の塩素濃度(遊離残留塩素濃度：おおむね 0.4mg/L、モノクロラミン濃度：おおむね 3mg/L)の保持**を図りましょう！
- **レジオネラ属菌の自主検査を1年に1回以上実施**しましょう！(レジオネラ属菌は検出されないこと(10CFU未満/100mL))
- 施設の衛生管理を行うため、**点検表による管理記録を作成**しましょう！

自主検査でレジオネラ属菌が検出された場合の対応

自主検査でレジオネラ属菌が検出された場合、以下の措置を講じてください。

- **直ちに当該浴槽の使用を中止し、医療衛生センターに連絡し、その指示に従ってください。**
- **循環設備(集毛器、ろ過器、配管)の清掃及び薬品による洗浄を実施**してください。
- **循環設備の清掃、洗浄した後、改めてレジオネラ属菌の自主検査を実施**してください。
- **安全性が確認(自主検査の結果、レジオネラ属菌が基準未満であること等)されるまで、当該浴槽は使用しないでください。**

(問合せ先) 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル 2階

宿泊施設監視指導担当 TEL: 075-585-5653